

鳥取県告示第 39 号

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（平成17年鳥取県条例第67号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準（以下「作業基準」という。）を次のとおり定めたので、告示する。

平成17年鳥取県告示第813号（石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準について）は、平成19年1月15日限り廃止する。ただし、同日前に条例第7条第1項の規定に基づき届出を行った石綿粉じん排出等作業に伴う建設工事に係る作業基準については、なお従前の例による。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準

- 1 石綿成形板（鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号。以下「規則」という。）第3条第2号に規定する石綿成形板をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。

(1) 石綿成形板が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業	次に掲げる事項を遵守して作業を行うか、当該作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出若しくは飛散を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 解体を行う建築物等をシート等により覆うこと。 イ 解体を行う建築物等を湿潤化すること。 ウ 飛散防止のための適切な工法による解体作業を行うこと。 エ 解体した石綿成形板は、湿潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、場外に搬出すること。また、細かく破碎されたものは、ビニール袋等に密閉し、場外に搬出すること。
(2) 石綿成形板が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	(1)に準じた方法により行うこと。

- 2 石綿セメント管（規則第3条第3号に規定する石綿セメント管をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。

(1) 石綿セメント管を撤去する作業	次に掲げる事項を遵守して作業を行うか、当該作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出若しくは飛散を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 撤去する石綿セメント管を湿潤化すること。 イ 飛散防止のための適切な工法による撤去作業を行うこと。 ウ 撤去した石綿セメント管は、湿潤状態を保ちながら、場外に搬出すること。また、切断くず等の細かく破碎されたものは、ビニール袋等に密閉し、場外に搬出すること。
(2) 石綿セメント管を改造し、又は補修する作業	(1)に準じた方法により行うこと。